

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の本市の学校教育活動の基本的な方針について

平素より、本市の教育行政に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。
 このたび、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることとなりました。
 これまで学校は、様々な制約の中で工夫を凝らしながら、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んで参りました。5類感染症への移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染症が落ち着いている平時においては、様々な教育活動を再開し、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。移行後の本市の学校教育活動の基本的な方針については、下記のとおりとなります。保護者の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

- ・児童・生徒及び教職員については、家庭との連携による健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等（以下、基本的な対策とする）を行いつつ、教育活動を継続し、児童・生徒の学びを保障していく。
- (1) 基本的な対策について
 - ①家庭での健康観察（登校前に家庭で健康観察を行う） ※2 家庭での健康観察（2）参照
 - ②換気（エアコン使用時も換気する）
 - ③せきエチケット、手洗い等
 - ※地域や学校において感染が流行している場合は、インフルエンザが流行している場合と同様に、活動場面に応じて、一時的な対応を講じる。
- (2) 校外学習や移動教室、修学旅行等の校外での学習について
 - ・基本的な対策を講じて、実施する。マスクの着用については、児童・生徒及び教職員に対して着用を求めないことを基本とする。
 - ※医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童・生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
 - ※宿泊施設やその他目的地等からマスクの着用が推奨される場面においては、児童・生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- (3) 学校行事等児童・生徒及び教員、保護者等が集まる行事について
 - ・基本的な対策を講じて、実施する。
 - ※保護者の参観人数の制限やマスクの着用などの対策については、基本的に行わない。
- (4) 給食の時間における指導について
 - 楽しい雰囲気の中で会食できるよう、給食の準備・会食・片付けなど一連の指導を実施する。
 - ・向かい合っの会食において、一定の距離（1m程度）の確保は必要としない。
- (5) 部活動について
 - ・基本的な対策を講じて、実施する。
 - ※地域や学校において感染が流行している場合は、一時的に必要な感染対策を講じるとともに、大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに、責任をもって感染拡大の防止に留意する。

2 家庭での健康観察

学校内での感染拡大を防止するためには、健康観察を通じて児童・生徒の健康状態の異変やその兆候等を把握し、他の児童・生徒への感染リスクを減らすことが重要です。

つきましては、以下の3点をお願いします。

- (1) 家庭でのお子様の健康状態の把握について
 - ・登校前後のお子様の健康状態の確認をお願いします。ただし、家庭からの日々の健康チェックの連絡（健康観察カードの提出）は不要です。それ以外の通常の欠席連絡等につきましては、引き続きお願いします。
- (2) 普段と異なる症状が見られた場合の登校について
 - ・お子様に発熱や咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。※この場合は、欠席の扱いとなります。なお、陽性と診断された場合は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでが出席停止期間となり、出席停止の扱いとなります。
- (3) 出席停止措置の扱い
 - ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童・生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。

【問い合わせ先】八王子市教育委員会学校教育部教育指導課（電話）042-620-7412

上記市の方針のもと、船田小でも子どもたちの指導を順次行っていきながら、元の学校生活へ戻していきます。ご不明な点等ありましたら、遠慮なく学校までお問い合わせください。

校長 平田 英一郎